三重県介護員養成研修事業者指定要領新旧対照表（令和３年７月１日改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 三重県介護員養成研修事業者指定要領  第１～第１８　（略）  附　則  　（施行期日）  １　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。  　（経過措置）  ２　この要領の施行日前においても、事業者及び研修事業の指定の申請をすることができる。この場合において、申請があったときは、施行日前においても指定をすることができる。ただし、その効力は、この要領の施行日から生ずるものとする。  ３　「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」は平成２５年３月３１日をもって廃止する。ただし、「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」に基づき、平成２５年３月３１日までに開講した研修については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。  附　則  １　この要領は、平成３０年６月１４日から施行する。  附　則  １　この要領は、平成３１年２月５日から施行する。ただし、平成３１年４月１日までに指定を受けた研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。  附　則  １　この要領は、令和３年７月１日から施行する。  別表２　（略）  別表３　（略）  第１号様式　別紙のとおり  第１－２号様式　（略）  第１－３号様式　別紙のとおり  第１－４号様式　（略）  第１－５号様式　（略）  第１－６号様式　別紙のとおり  第１－７号様式　別紙のとおり  第１－８号様式　別紙のとおり  第２号様式　別紙のとおり  第３号様式　別紙のとおり  第４号様式　別紙のとおり  第４－２号様式　別紙のとおり  第４－３号様式　別紙のとおり  第５号様式　別紙のとおり  第６号様式　別紙のとおり  第７号様式　別紙のとおり  第７－２号様式　別紙のとおり  第７－３号様式　別紙のとおり  第８号様式　別紙のとおり  第８－２号様式　別紙のとおり  第９号様式　別紙のとおり  第９－２号様式　別紙のとおり  第１０号様式　別紙のとおり  参考様式１　（略）  参考様式２　別紙のとおり  参考様式３　別紙のとおり  参考様式４　別紙のとおり | 三重県介護員養成研修事業者指定要領  第１～第１８　（略）  附　則  　（施行期日）  １　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。  　（経過措置）  ２　この要領の施行日前においても、事業者及び研修事業の指定の申請をすることができる。この場合において、申請があったときは、施行日前においても指定をすることができる。ただし、その効力は、この要領の施行日から生ずるものとする。  ３　「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」は平成２５年３月３１日をもって廃止する。ただし、「三重県介護員養成研修事業者指定事務処理要領」に基づき、平成２５年３月３１日までに開講した研修については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。  附　則  １　この要領は、平成３０年６月１４日から施行する。  附　則  １　この要領は、平成３１年２月５日から施行する。ただし、平成３１年４月１日までに指定を受けた研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。  別表２　（略）  別表３　（略）  第１号様式　別紙のとおり  第１－２号様式　（略）  第１－３号様式　別紙のとおり  第１－４号様式　（略）  第１－５号様式　（略）  第１－６号様式　別紙のとおり  第１－７号様式　別紙のとおり  第１－８号様式　別紙のとおり  第２号様式　別紙のとおり  第３号様式　別紙のとおり  第４号様式　別紙のとおり  第４－２号様式　別紙のとおり  第４－３号様式　別紙のとおり  第５号様式　別紙のとおり  第６号様式　別紙のとおり  第７号様式　別紙のとおり  第７－２号様式　別紙のとおり  第７－３号様式　別紙のとおり  第８号様式　別紙のとおり  第８－２号様式　別紙のとおり  第９号様式　別紙のとおり  第９－２号様式　別紙のとおり  第１０号様式　別紙のとおり  参考様式１　（略）  参考様式２　別紙のとおり  参考様式３　別紙のとおり  参考様式４　別紙のとおり |